平成２８年（フ）第１２５８号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目11番４－104号
債務者　大山　市男
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６８号
横浜市金沢区大道１丁目30番２－302号
債務者　歌代美智子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７３号
神奈川県鎌倉市大町１丁目１番14号
債務者　長谷川和幸
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８０号
神奈川県鎌倉市梶原１丁目７番２号　ドエル湘南102
債務者　太田　幸子（旧姓金丸）
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８８号
横浜市青葉区田奈町46番地６　田奈マンション301
債務者　肥後みちる
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８９号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番５－706号
債務者　櫻木　順一
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９２号
横浜市旭区さちが丘92番地１　ヴィルヌーブさちが丘306号
債務者　高林　龍也
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５７３号
福岡市南区大橋１丁目８番１－406号
破産者　株式会社ＡＡＡシステム
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０７号
沖縄県豊見城市字翁長844番地
破産者　大山建商株式会社
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６０６号
埼玉県三郷市戸ケ崎3124番地58
破産者　株式会社キューエスコーポレーション
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安152番地５
破産者　三嶋　一正
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第２１９５号
横浜市保土ケ谷区神戸町91番地
破産者　株式会社横周デリカ
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２号
鹿児島県姶良市東餅田2338番地２
破産者　小牧　文明
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２８年（フ）第９号
北海道砂川市西６条南13丁目１番13－31号
破産者　月岡　大輔
1　主文　本件破産手続廃止を取り消す。
2　決定確定日　平成28年６月28日
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　靖
4　破産債権の届出期間　平成28年７月28日
5　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午後３時
6　債権調査期日　平成28年９月29日午後３時
札幌地方裁判所滝川支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１９０号
栃木県宇都宮市元今泉５丁目７番19号　パークハイツＡ102号室
破産者　山崎　一弘
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７０７号
広島市南区宇品御幸１丁目11番１号
破産者　広島コンピューター会計株式会社
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１９２号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目24番21－605号　幸ビル
破産者　新垣　　誠
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２５８号
北海道江別市元江別861番地の16
破産者　片岡　雪子
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部